

介護老人保健施設きなん苑入所者の預り金の管理に関する運営要綱

(平成27年3月31日要綱第9号)

(目的)

第1条 この要綱は老人保健施設きなん苑（以下、「きなん苑」という。）における入所者に個人的に所持する現金の管理についてきなん苑にその管理を委託する現金（以下、「預り金」という。）の出納や保管に関する諸条件について定めることを目的とする。

(契約)

第2条 きなん苑施設長と入所者若しくはその保証人（以下、「入所者等」という。）は別に定める契約書により契約を締結するものとする。

2 契約期間は契約を結んだ日から退所日までとする。

(出納責任者)

第3条 きなん苑は預り金出納の責任者（以下、「出納責任者」という。）を配置し、きなん苑事務職員をこれに充てる。ただし、出納責任者が不在のときは他の職員が代理して出納を行い、後日出納責任者に引き継ぐものとする。

(出納管理)

第4条 預り金は原則、10,000円以下とする。ただし、入所者の家族状況等を勘案し施設長が判断した場合はその限りではない。

2 預り金の出納に際しては、預かり書を作成し、出納するものとし、領収書は個人別に整理し保管するものとする。

3 整理、保管された領収書は毎月10日までに本人等に渡すものとする。

(出納簿等)

第5条 出納責任者は入所者別に出納簿を作成し保管しなければならない。

(出納状況の報告)

第6条 出納責任者は、出納の状況について預り金の年度末残高を毎年4月末までに入所者等に対し通知するものとする。

(監査)

第7条 施設長は毎月1回預り金の出納についてその内容を監査しなければならない。

(管理費用)

第8条 入所者は、預り金の管理に要する費用を160円/月負担することとする。

(返還)

第9条 入所者が退所する場合には、入所者等に預り金清算書を作成し、返還するものとする。

(その他)

第10条 この契約に定めない事項は甲、乙協議して定めるものとする。

附則(平成14年3月14日規程第1号)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附則(平成25年10月31日規程第1号)

この規程は、平成25年10月31日に廃止する。

附則(平成25年11月1日要綱第21号)

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附則(平成27年3月31日要綱第8号)

この要綱は、平成27年3月31日に廃止する。

附則(平成27年3月31日要綱第9号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

介護老人保健施設きなん苑入所者の預り金の管理に関する契約書

(目的)

第1条 この契約は介護老人保健施設きなん苑（以下、「きなん苑」という。）における入所者に個人的に所持する現金の管理についてきなん苑にその管理を委託する現金（以下、「預り金」という。）の出納や保管に関する諸条件について定めることを目的とする。

(出納責任者)

第2条 きなん苑は預り金の出納の責任者（以下、「出納責任者」という。）はきなん苑事務職員とする。

(監査)

第3条 きなん苑施設長は毎月1回預り金の出納についてその内容を監査しなければならない。

(出納管理)

第4条 管理する預り金の限度額は原則として10,000円以下とする。

2 預り金の出納に際しては、預かり所を作成し、出納するものとし、領収書は個人別に整理し保管するものとする。

3 整理、保管された領収書は毎月10日までに本人若しくはその保証人に渡すものとする。

(出納簿等)

第5条 出納責任者は個人別に出納簿を作成し管理しなければならない。

(出納状況の報告)

第6条 出納の状況について、預り金の年度末残高を毎年4月末までに入所者若しくはその代理人に対し通知するものとする。

(返還)

第7条 入所者が退所する場合には、本人若しくはその保証人に預り金清算書を作成し、返還するものとする。

(管理費用)

第8条 預り金の管理に要する費用は160円/月とする。

(契約期間)

第9条 契約期間は、本契約を締結した日（入所日）から退所した日までとする。

(その他)

第 10 条 この契約に定めない事項は甲、乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日

(甲) 利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

保証人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(乙) 施 設 住 所 三重県南牟婁郡御浜町阿田和 177 _____

名 称 老人保健施設きなん苑 _____

施設長 _____ 印